

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

3(1) 路線名 西伊那線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字富県925番地先から

伊那市大字富県909番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

4(1) 路線名 宮田沢渡線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字西春近5511番の1地先から

伊那市大字西春近5518番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

5(1) 路線名 宮田沢渡線

(2) 供用を開始する区間

伊那市大字西春近8181番地先から

伊那市大字西春近7147番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

6(1) 路線名 吹上北殿線

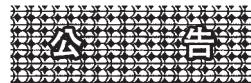
(2) 供用を開始する区間

上伊那郡南箕輪村3353番地先から

上伊那郡南箕輪村3405地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年8月29日

道路管理課

**公告**

安曇野赤十字病院労働組合から医事外来・受付業務の業務委託化に関して、平成28年9月5日午前0時以降、安曇野赤十字病院において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

**公告**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部守一

## 1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
佐久漁業協同組合	佐久市大字跡部17-1 飯田市松尾明7499	内共第1号
下伊那漁業協同組合	松本市波田10098	内共第6号
波田漁業協同組合	松本市安曇4460	内共第4号
安曇漁業協同組合	千曲市上山田温泉2-11-3	内共第4号
更埴漁業協同組合	長野市信州新町新町34-8	内共第1号
犀川殖産漁業協同組合		内共第4号

## 2 変更の内容

## (1) 佐久漁業協同組合遊漁規則

第5条第2項の表中

- |   |    |
|---|----|
| (1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。<br>(2) 雨川 小海線鉄橋より上流域とする。<br>(3) 内山川 初谷橋より上流域とする。<br>(4) 香坂川 香坂川ダム堤より上流域とする。<br>(5) 湯川 御代田露切橋より上流域とする。<br>(6) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。 | 周年 |
|---|----|

を

- |   |    |
|---|----|
| (1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域とする。<br>(2) 雨川 小海線鉄橋より上流域とする。<br>(3) 内山川 苦水橋より上流域とする。<br>(4) 香坂川 志賀川との合流点より上流域とする。<br>(5) 志賀川 潜岩橋より上流域とする。<br>(6) 湯川 御代田露切橋より上流域とする。<br>(7) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。 | 周年 |
|---|----|

に改める。

第7条第1項(1)の表中

あゆ以外の魚種	1日	1,300円
	1年	6,500円

を

あゆ以外の魚種	1日	1,300円
	10月第二土曜日から翌年2月15日まで (にじますに限る)	3,500円
	1年 (にじますにあっては、2月16日から9月30日)	6,500円

に改める。

(2) 下伊那漁業協同組合遊漁規則

第7条第1項中「500円」を「1,000円」に改める。

第8条中「様式第1号から第3号まで」を「様式第1-1~3号、第2-1~3号及び第3号」に改める。

様式第1号中「500円」を「1,000円」に改め、同様式を様式第1-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第1-2号 雜魚日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣遊漁証（コンビニにより様式は若干異なります）

雑魚日釣遊漁証			
殿	承認日	年	月 日
遊漁料	1,000円	魚種	鮎を除く魚種
漁具、漁法	竿釣		
遊漁日	年 月 日	下伊那漁業協同組合長	
注意事項	(1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。 (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。 (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。 (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。 (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。 (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。 (7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。 (8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。かじか 3月1日から5月15日まで。 • 釣場の頭上前後の電線に注意してください。 • サイレンが鳴ったら川から離れてください。		
		販売店：	

様式第1-3号 雜魚日釣遊漁証

インターネット販売による日釣遊漁証

## 雑魚日釣遊漁証

殿

遊漁料 1,000円

魚種 鮎を除く魚種

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

承認日 年 月 日

下伊那漁業協同組合長

## 注意事項

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
- (7) 魚全長の制限 あまご、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかわ8cm以下のものは採捕してはならない。
- (8) 採捕禁止期間 あまご、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで。  
かじか 3月1日から5月15日まで。
  - ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
  - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。

様式第2号中「500円」を「1,000円」に改め、同様式を様式第2-1号とし、同様式の次に次の様式を加える。

## 様式第2-2号 鮎日釣遊漁証

コンビニ発券機による日釣遊漁証（コンビニにより様式は若干異なります）

## 鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 2,000円 魚種 鮎

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

下伊那漁業協同組合長

- 注意事項
- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
  - (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
  - (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
  - (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
  - (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することができます。
  - (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
    - ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
    - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。

販売店：

## 様式第2-3号 鮎日釣遊漁証

インターネット販売による日釣遊漁証

## 鮎日釣遊漁証

殿

遊漁料	2,000円
魚種	鮎
漁具、漁法	竿釣
遊漁日	年      月      日
承認日	年      月      日

下伊那漁業協同組合長

## 注意事項

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 表記以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。
  - ・釣場の頭上前後の電線に注意してください。
  - ・サイレンが鳴ったら川から離れてください。

## (3) 波田漁業協同組合遊漁規則

「

1,000円
4,000円

」を「

1,050円
4,200円

」に改め、同条第2項中「次に掲げる」を「当組合が指定し公示した」に改め、同項ただし書中「700円」を「1,000円」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「前各号に掲げる場所」を「前号」に、「組合」を「当組合」に改め、同号を第2号とする。

## (4) 安曇漁業協同組合遊漁規則

## 第5条の表中

「

(1) 桧川の松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間。 (2) 桧川の松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間。 (3) 桧川の松本市安曇昭和电工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間。 (4) 桧川の松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域。	周 年
--	-----

」

を

「

(1) 桧川の松本市安曇霞沢発電所堰堤下流110メートルから上流110メートルの間。 (2) 桧川の松本市安曇東京電力稲核ダム堰堤下流100メートルから奈川渡ダム上流500メートルの間。 (3) 桧川の松本市安曇昭和电工赤松発電所堰堤下流100メートルから上流50メートルの間。 (4) 桧川の松本市安曇東京電力大正池ダム下流110メートルから上流全域。 (5) 桧川の松本市奈川金原砂防堰堤の下流150メートルの間及び左岸に設置された魚道のすべての区間。 (6) 桧川の松本市安曇桜川頭首工から下流150メートル上流150メートルの間。	周 年
--	-----

」

に改める。

第7条第1項ただし書中「500円」を「1,000円」に改め、同項の表中「

500円
3,500円

」を

「

1,050円
4,200円

」に改める。

## (5) 更埴漁業協同組合遊漁規則

第4条の表中

「こい・ふな・うぐい・おいかわ・  
うなぎ」

を

「こい・ふな・うぐい・おいかわ・  
うなぎ・にじます」

に、

「にじます・いわな・やまめ」

を

「いわな・やまめ」

に改める。

## (6) 犀川殖産漁業協同組合遊漁規則

第9条に次の1項を加える。

3 遊漁者が遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。

別記様式第1号及び別記様式第2号中

「1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示してください。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないでください。

を

4 期日の過ぎた券は破棄してください。」

「1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示してください。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしないでください。

に改

4 期日の過ぎた券は破棄してください。

5 この承認証は紛失しても、再交付はしません。

」

める。

## 3 変更後の遊漁規則の施行日

(1) 2の(1) 平成28年8月17日

(2) 2の(2) 平成29年4月1日

(3) 2の(3)から(6)まで 平成28年8月17日

園芸畜産課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部 守一

## 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書のとおり

(3) 納入期限

別表のとおり

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達する物品ごとに入札します。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 調達をする物品に関し、メンテナンス（点検整備、修理等）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

#### (1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

#### (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

#### (3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

### 4 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/ippankyoso.html>

### 5 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 西庁舎1階入札室

#### (3) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成28年10月12日（水）午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県会計局契約・検査課

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、平成28年10月11日（火）までに入札申込書を提出してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

### 6 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。

(別表)

調達する物品	数量	納入場所	入札及び開札日	入札及び開札時間	納入期限
ロータリ除雪車 (2.6m 220kw級)	2台	上田建設事務所 須坂建設事務所	平成28年 10月13日	午前11時15分	平成29年 3月10日

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: As described in the appendix
- (2) Delivery deadline: As described in the appendix
- (3) Delivery place: As described in the appendix
- (4) Contact place for information about the tender; description/conditions/other inquiries:  
Contract and Audit Division, Accounting Bureau, Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City TEL: +81-26-235-7079 (Japanese only)
- (5) Time limit and delivery place for the tender submission by hand delivery:  
Time: As described in the appendix  
Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex 1F
- (6) Time limit and mailing address for the tender submission by mail (registered mail only):  
Time: 5:00pm, October 12 2016  
Mailing address: Contract and Audit Division, Accounting Bureau,  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City 380-8570 JAPAN

## Appendix

Products to be Procured	Quantity	Delivery Place	Tendering and Bid Opening Date	Tendering and Bid Opening Time	Delivery Deadline
Rotary snow plow (2.6m, 220kw)	2 units	Ueda Construction Office Suzaka Construction Office	October 13, 2016	11:15am	March 10, 2017

建設政策課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成28年8月29日

長野県知事 阿部守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 3239号	有限会社大月工務店	大羽 和彦	下高井郡木島平村 大字穂高3659	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成28年 4月18日	平成28年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 13623号	株式会社内川工務店	内川 正	松本市五常7295-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成28年 4月18日	平成28年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 7247号	日本建設工業株式会社	太田 幸治	上田市上田原477-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 13062号	有限会社本道商店	本道 孔崇	岡谷市湖畔1-11-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10375号	石井工務店	石井 秀夫	安曇野市明科中川手579-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 20598号	梨田工務店	梨田 好雄	北安曇郡松川村342	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 18432号	昭和企業株式会社	羽田 国雄	松本市渚2-7-33	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 19787号	有限会社昭光産業	平沢 淳	塩尻市大字宗賀1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成28年4月18日	平成28年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 11622号	株式会社西隆建設	西澤 剛	長野市大字石渡130-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年4月21日	平成28年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 12517号	有限会社小杉工務店	小杉 忠夫	長野市青木島3-335-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年4月21日	平成28年4月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 24945号	株式会社コーコーポレーション	伊澤 司	伊那市福島618-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年4月22日	平成28年3月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 13604号	宮川建設株式会社	矢野 和男	茅野市宮川2002	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年4月25日	平成28年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-23第 13604号	宮川建設株式会社	矢野 和男	茅野市宮川2002	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業及び装工事業)の取消し	平成28年4月25日	平成28年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 21358号	聖和総建	下平 和利	東筑摩郡麻績村麻4111-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年4月25日	平成28年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24316号	松川電設	梅松 熊	須坂市大字小河原4077-74	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年5月10日	平成28年4月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 22182号	T電気	寶 幸範	長野市篠ノ井布施高田590-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年5月10日	平成28年4月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 23003号	有限会社パワーズ	百瀬 晴康	松本市寿北6-36-18	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成28年5月10日	平成28年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25166号	三和産業株式会社	徳竹 清美	長野市西和田2-29-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年5月11日	平成28年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 1524号	小山木材株式会社	小山 弘行	長野市松代町松代155	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成28年5月12日	平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 12773号	株式会社カスガ	春日 秀雄	上伊那郡箕輪町大字三日町1576	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年5月13日	平成28年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2589号	高島建設株式会社	藤森 善英	諏訪市高島2-1281	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業及び屋根工事業)の取消し	平成28年5月16日	平成28年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 23767号	株式会社尾藤設備	尾藤 陽治	飯田市松尾水城36 68-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成28年 5月16日	平成28年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14801号	都筑建築店	都筑 幸男	中野市大字若宮22 5-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 5月16日	平成28年4月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24737号	エスペランサ	有賀 長生	伊那市西箕輪1219	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成28年 5月16日	平成28年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 10721号	株式会社清水電気設備	清水 正人	佐久市塚原2320-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年 5月17日	平成28年5月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 11769号	新井鉄工所	新井 米好	南佐久郡川上村大字御所平879-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、屋根工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成28年 5月19日	平成28年4月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20116号	株式会社トップデザイン社	秋本 謙司	安曇野市豊科南穂高3069-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年 5月19日	平成28年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 1631号	福浦建設株式会社	一岡 純示	大町市大町6711	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 5月19日	平成28年4月14日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-23第 15968号	高沢産業株式会社	高澤 曜宏	長野市南千歳1-15-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、は装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年5月24日	平成28年4月8日付けで建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24335号	寺嶋建築	寺嶋 英治	木曽郡大桑村大字野尻2646	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年5月26日	平成28年4月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24923号	株式会社昌栄	小宮山 信男	塩尻市柿沢1897-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年5月27日	平成28年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25055号	株式会社協立技研	月岡 憲治	須坂市大字八町字戸谷1032-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月2日	平成28年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25129号	小山設計株式会社	畠山 桂之助	長野市大字風間1200-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成28年6月2日	平成28年5月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 10046号	株式会社ナカジマ	大原 善彦	長野市松代町西条3623-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年6月7日	平成28年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 22670号	有限会社いづみグループ	高橋 秀夫	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1726-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年6月9日	平成28年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 24464号	株式会社ドリーム	酒井 辰哉	佐久市長土呂793-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年6月9日	平成28年5月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 22140号	前沢工業	原 守	飯田市下瀬325-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成28年6月9日	平成28年5月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2535号	池端工業株式会社	池端 清二	飯田市南信濃和田1012	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成28年6月9日	平成28年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1452号	北沢建設工業株式会社	北澤 芳一	長野市川中島町上水鉢1398	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月10日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 16551号	有限会社内山建設木材	内山 一美	長野市豊野町豊野611	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成28年6月10日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-26第 8677号	株式会社今井工務店	今井 頌治	北安曇郡小谷村大字北小谷1850-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年6月14日	平成28年5月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 7009号	太田建設有限会社	太田 照男	北安曇郡松川村2409	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月14日	平成28年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 23076号	アールシー・マルセイ株式会社	木村 充里	茅野市ちの624-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年6月14日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24878号	コマツ商会	小松 利明	中野市大字江部1116-29	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成28年6月15日	平成28年5月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 12643号	有限会社沢頭建設	藤原 一	木曽郡木祖村大字小木曾1249-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月15日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2798号	株式会社小岩井建設	小岩井 芳郎	松本市筑摩2-32-25	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成28年6月15日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24587号	株式会社H A R U建築工房	岡澤 克則	松本市桝川委1467-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成28年6月15日	平成28年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 2669号	株式会社照電舎	原 幸雄	大町市大町5560-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成28年6月15日	平成28年3月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 16848号	柄沢興業有限会社	柄沢 正啓	東御市本海野81	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月16日	平成28年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 20025号	宮本鉄筋工業	宮本 良明	安曇野市穂高有明3454-46	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鉄筋工事業)の取消し	平成28年6月16日	平成28年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 22929号	有限会社功成起業	周藤 孝行	小諸市大字御影新田2488-39	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年6月17日	平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18659号	有限会社赤石電気設備	埋橋 智徳	上伊那郡箕輪町大字中箕輪7426-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成28年6月17日	平成28年6月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 23370号	松澤工業株式会社	松澤 吉剛	長野市大字東和田508	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気工事業)の取消し	平成28年6月21日	平成28年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-23第 9901号	福澤建築所	福澤 利雄	伊那市日影5694-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成28年 6月27日	平成28年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10556号	株式会社菅平土建	常田 亀久夫	上田市菅平高原1223-1282	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成28年 6月29日	平成28年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 23280号	株式会社彰建舎	古村 彰彦	長野市西和田1-16-22	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成28年 6月29日	平成28年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 19000号	有限会社甘利造園建設	甘利 久生	北佐久郡軽井沢町大字長倉4306	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成28年 6月30日	平成28年6月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成28年8月29日

長野県公安委員会

**1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所**

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (2級)	平成28年12月4日 (日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地 116 中南信運転免許センター

**2 検定の方法**

学科試験及び実技試験

**3 試験の区分**

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

**4 受検資格**

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

**5 受検定員**

30人

**6 受検の手続**

## (1) 事前申込み

## ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

## イ 受付日

平成28年10月5日（水）

## ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

## (2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成28年11月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（警備業者が証明する「営業所所属証明書」）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

## (3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

## 7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年8月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
10月23日 (日)	午前10時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字 沢底字山寺山 県立総合射撃場大研修室	60名

## 3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

## (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成28年8月29日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
10月5日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地 穂高会館第1、第2会議室	60名
10月12日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	茅野会場	茅野市塚原1丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター 第1、第2会議室	60名
10月19日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	千曲会場	千曲市杭瀬下1丁目64番地 更埴文化会館大会議室	60名
10月31日 (月)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館第2会議室	40名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日を除く）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に

貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年8月29日

長野県警察本部長 尾崎 徹

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

高解像度ネットワークカメラ 20台

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 長野県警察本部刑事部組織犯罪対策課
- (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

## 3 落札者を決定した日

平成28年8月10日

## 4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 リコーリース株式会社関東支社
- (2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目261番

## 5 落札金額

1月当たり賃借額 682,560円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告を行った日

平成28年7月28日

組織犯罪対策課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成28年8月29日

長野県警察本部交通部運転免許本部

東北信運転免許課長 菅沢國彦

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許ファイリングシステム一式

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

- (1) 名称 東北信運転免許課
- (2) 所在地 長野市川中島町原704-2

## 3 落札者を決定した日

平成28年8月9日

## 4 落札者の名称及び所在地

- (1) 名称 N E C キャピタルソリューション株式会社長野営業所
- (2) 所在地 長野市上千歳町1137番地23

## 5 落札金額

1月当たり賃借額 721,008円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成28年6月27日

東北信運転免許課